

令和 8 年度
事業計画書

社会福祉法人 山城会

目 次

経営環境と課題	1
---------	---

基本方針	2
------	---

法人本部事業計画

1 法人本部	4
--------	---

介護事業部事業計画

1 特別養護老人ホーム山城荘	6
■施設入所	
■短期入所	

地域事業部事業計画

1 山城荘在宅介護支援センター	7
2 山城会デイサービスセンター	8
3 三好市山城障害者デイサービスセンター	9
4 三好市山城デイサービスセンター（きらめき元気アップ教室）	10
5 軽費老人ホーム大歩危温泉ケアハウス	11
6 三好市生活支援ハウス	12
7 いきいきサロン山城	13

各種委員会実施計画	14
-----------	----

社会福祉法人組織図	31
-----------	----

1) 経営環境と課題

今年度の運営方針として、職員が経営への参画を深めることにより経営の改善を図るため、事業収入算定については、各事業所において設定された目標利用者数により算出を行い、毎月開催される運営委員会において利用者数や収支状況の確認を行って参りました。又、四半期毎には、より詳細に収入、支出においての問題点や改善策の検討を行って参りました。

利用者数においても、特別養護老人ホーム、デイサービス事業、ケアハウスにおいて、いずれも昨年を上回る利用実績となり、今年度12月末現在の法人の経営状況は、諸物価の高騰、最低賃金のアップ等により昨年より支出が約450万円上昇しましたが、収入が3千4百万円余り増加し、昨年の、事業活動資金収支差額が△24,404千円に対し、今年度は6,060千円となっており、3月決算に向け引き続き利用者の確保、経営の改善に努めて参ります。

12月末までの利用者の状況については、1日当たりの平均利用者数は特別養護老人ホームにおいて66.8人(計画65人)、デイサービス事業は地域密着型16.3人(計画17人)、通所型17.4人(計画16人)、ケアハウス32.2人(計画29人)、となっておりほぼ計画以上の利用状況になっています。

次に、令和7年4月1日より在宅介護支援センターに、ケアマネジャー1名を配置し、居宅介護支援業務を再開し、徐々に利用者数も増加し、現在33名の利用があり、相談業務や法人他事業部門との連携により、特養、デイサービス事業等の利用者数の増に大きく寄与しています。

職員の状況については、今年度退職者数は3月末の予定者を含め、4名(介護職3名、事務職1名)であります。採用は、ケアマネジャー1名、介護職1名でありハローワークを通じ常時募集を行っているものの、職員の確保が困難な状況であり、引き続き、合同就職面接会への参加や、職員からの斡旋等様々な取組を行い、職員の確保に努める必要が有ります。

今年度三好市において、三好市生活支援ハウス及び三好市山城デイサービスセンター等2件の指定管理者の公募がなされ、何れも山城会としてこれまで、継続して運営してきた事業であり、引き続き運営すべく応募しました。応募事業者はいずれも、山城会1社のみのであり、11月6日に選定結果が通知され、高得点で2施設とも、第1候補者に選定され、12月三好市議会において事業者として議決され、基本協定締結後、今後10年間運営を行って参ります。指定管理料の上限は三好市生活支援ハウスが11,994千円、三好市山城デイサービスセンターが新たに5,289千円の管理料を受けることができるようになり、三好市山間地介護保険特別支援事業補助金の補助率の大幅な引き上げと伴に、今後のデイサービス事業の経営の安定化に大きく寄与するものと思われます。

これまでの、人材育成事業として、介護福祉士等の資格取得に必要な研修受講料等に対し職員資格取得支援助成金の支給に関する規程に基づき助成を行い資格取得を推進してまいりましたが、今年度4月より、2年間の予定で准看護師職員による看護師資格取得に対し、助成金の支給や受講の為に勤務調整等受講しやすい環境整備により支援を行っています。

2) 基本方針

1 経営の安定化

在宅介護支援センターに、専任ケアマネジャーを配置できたことにより、相談業務や法人他事業部門と連携し、居宅介護支援業務を充実させ在宅介護支援センターの機能回復を図ってまいりました。今年度は 利用者の皆様方の要望を最大限叶えることができるよう、法人他事業部門との調整手法の改善に取り組めます。

昨年度の経営安定化のために取組んだ経営に対する職員の意識改善をさらに進めてまいります。具体的には、令和7年度の当初予算算定時には職員が各事業所毎に目標利用者数を定め、それに基づき予算を立てていましたが、令和8年度については利用者数の精度向上や報酬加算についても予算計上を行い、確実に取得できるよう取り組んで参ります。経営状況については、毎月開催する運営委員会において、職員各自が経営者として正確な現状認識や分析の基、それに対応できる会議とし、経営の改善を図ってまいります。

事業別の取り組みとして、特別養護老人ホームについては、今年度の利用実績は、1日当たり66.8人で計画を1.8人上回っていますが今後もこの状況を維持し、最近の動向として、短期入所者数が減少傾向であり、経営を維持するためにも新規利用者の獲得に努め、長期入所への移行促進に取り組んで参ります。又、今回厚生労働省が発表した介護報酬の改善において、処遇改善加算の取得要件として、生産性の向上推進が必要であり、委員会の設置や介護機器・ICTの導入を含めた業務改善を推進して行くことを求められています。山城会において、これまで、介護ロボットやインカムの導入などに取組んで参りましたが、活用が不十分な所も見受けられ、業務の簡素化や効率化を進めるとともに、現況に見合った機器の導入を促進し、介護職員の負担軽減や職員採用の拡大に資するよう取り組んでまいります。

デイサービス事業については、地域密着型の利用者は計画より、若干低めになっていますが、入院、体調不良等による欠席者によるもので、それらを考慮した利用計画、利用者の確保が必要であり、利用者の要望を取り入れながら、効率よく運営できるよう、特養の入所調整委員会を参考にしながら、体制作りに取り組んで参ります。

ケアハウスの現在の利用者数は37名で空室が夫婦部屋1室とほぼ満室状態であり、1人部屋については、数名の方が待機状態となっています。しかしながら、現在の利用者の平均年齢が86歳(男77歳、女90歳)と高年齢であり、近年、ケアハウスでの生活が困難となり、入院や他施設に転所する方が、増えてきています。この為、現在の状態が継続できるよう、利用者の皆様方の状況把握や他事業所との情報交換に努める他、余暇活動の充実により、利用者皆様の生活の質の向上に努めてまいります。

生活支援ハウス(定員18名)につきましては、現在の利用者数は5名であり、長期間にわたり、利用者数が減少しています。同施設は、三好市からの指定管理業務として、令和8年度から10年間事業運営を行うこととなり、今後、益々過疎化が進行し、限界集落等の増加により、同施設を必要とする利用者も予想され、引き続き広報による周知・募集や他機関への働きかけを積極的に取り組んで利用者の確保に努めて参ります。

2 職員の確保

令和7年度において、4名職員数が減少し、募集を行っているものの採用には至っていない現状であります。合同就職面談会等の資料によると山城会の労働条件は三好市内高齢者福祉事業所において、賃金も含め最高位に位置するものと自負していますが、このことが職員にも認識されていない状況下であり、今後、募集にあたり現況を正しく理解していただけるよう検討を行って参ります。事業継続には、職員の確保が最重要課題であり、業務改善による職員の負担軽減や、高齢職員が多数在職する当法人においては、将来を見越した職員採用も必要であり、引き続き募集活動を継続して実施してまいります。

最後になりますが、昨年の経営改善の取り組みをさらに、強化、充実し、職員それぞれが経営者の視点に立ち、業務に臨むことができる意識改革、体制づくりを行い、福祉の里として求められる介護サービスが継続して提供できるよう様々な課題に取り組んでまいります。

1 法人本部

方針	①経営への参画と国が目指す介護の生産性向上の必然性を各管理者・職員が再認識することで、収益の向上や費用の削減に取り組む。 ②コンプライアンス（法令遵守）の意識を高めるとともに、研修の充実や専門資格取得推進など職員一人一人のスキルアップを図り、サービスの質を向上する。 ③処遇改善や職場環境を整備して業務改善・効率化を図り、介護現場の生産性向上を推進し、時間と人材確保により、利用者の満足度を向上する。 ④公益的な取り組みにより、地域との連携を深め、地域活性化につなげる。 ⑤組織力を強化し、感染症や災害発生時にも介護サービスを継続的に提供できる体制をつくる。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①安定的に利用者を確保する。 ②各事業で加算取得を推進し、収入を確保する。 ③コストの削減と業務の効率化により、収益を向上する。	①専任のケアマネジャー配置に伴う支援センター機能の回復が図れたことで、他事業部門との調整手法の改善に取り組むとともに、関係団体との連携をさらに積極的に行っていく。 ②特別養護老人ホームの入所者確保に向け短期入所の新規利用者の獲得についても、関連機関への情報提供を行い、迅速な入所・利用調整を推進する。 ③各事業所において目標とされた加算取得について予算計上を行ったうえ、進捗状況を管理会議、運営委員会においても共有し、確実に取得する。 ④補助金・助成金を活用し、介護テクノロジー導入等の設備投資を行い、運用することで生産性を向上する。 ⑤毎月の運営委員会において、職員それぞれが経営者の視点に立って、目標の達成度・予算執行状況を確認し、正確な現状認識や分析によるエビデンスのもと業務に臨む。 ⑥三好市山間地介護保険特別支援事業補助金を最大限活用するとともに、指定管理者として新たに選定された事業（三好市生活支援ハウス及び三好市山城デイサービスセンター等）の経営の安定化に向けて、関連機関とも連携して、利用者の確保に取り組む。
品質	①人材育成により、介護サービスの質を向上する。 ②利用者の人権擁護、虐待防止等を確実に推進する観点に立ってサービスを提供する。 ③生産性向上の推進により、時間と人材を確保し、利用者満足度を向上する。 ④感染予防対策の徹底により、安心安全で充実したサービスを提供する。	①人事評価制度を活用して、職員を適切に評価し、人材を適正に配置することで介護サービスの質を高めるとともに、運営を長期的に安定させる。 ②キャリアアップ制度や研修計画により、偏ることなく全ての職員に能力開発や人材育成を行う。 ③コンプライアンスの意識を高め、人権擁護、虐待防止の推進について、委員会等を通じて法人全体で取り組む。 ④業務改善・効率化を図ることで、生産性向上を推進する。 ⑤感染対策を徹底しつつ、充実したレクリエーションや行事等の再開により利用者の満足度を高める。

人材	①介護報酬改定（処遇改善の臨時改定）に伴う職員の処遇改善を図る。 ②職員の専門性の向上はもとより、広く人材を確保する。 ③職員の負担軽減を図り、人材を定着させる。	①令和８年度の介護報酬臨時改定に伴う介護報酬加算算定に取り組み、介護従事者の処遇改善に努める。 ②広報誌への求人掲載や地域へのチラシの配布、就職面接会への積極的な参加、職員等からの紹介により、将来を見据えて幅広く人材を求める。 ③ケアマネジャーや介護福祉士等の専門性の高い人材を育成・確保するとともに、受講のための勤務調整等、人材が定着する環境づくりを行う。 ④生産性向上推進の観点により、介護機器やICT（情報通信技術）の導入・活用を見直し、業務の簡素化や効率化を進め、職員の介護負担軽減を図る。 ⑤体系的な研修計画を策定し、周知・支援することにより職員の研修参加や資格取得の意欲を高める。
組織	①報連相の徹底により、組織力を強化する。 ②職員の意見を反映し、組織を活性化する。 ③非常災害時にも、継続的にサービスを提供できる体制を構築する。	①管理会議や運営委員会等を通して、各事業所と情報を共有し、そこで得られた意見を事業運営に反映する。 ②職員の自己申告書に記載された建設的な意見を反映するとともに話し合いにより、各事業所内での意思疎通や共通認識を深める。 ③各委員会の定期的な開催により、現場のニーズ把握や問題の解決に努める。 ④コンプライアンス（法令遵守）を徹底し、適正な介護サービスの提供を行う。 ⑤BCP（業務継続計画）について、訓練を通して、フォローアップ（計画の見直し）を行う。
地域	①地域との連携を深め、地域に根差した法人となる。 ②感染症や災害への対応力を向上し、地域に必要とされる法人となる。	①公益的事業（いきいきサロン山城、出前介護教室等）の展開や地域清掃活動参加を継続し、地域とのつながりを深め、地域課題を発掘する。 ②広報誌（福祉の里やましろ）を通じて各施設の利用状況等の情報提供や地域住民のご意見、ご要望等を吸い上げ、地域の皆様が利用しやすい環境の醸成を行う。 ③感染症発生時や非常災害時にも迅速に対応できるよう地域と連携して訓練を実施する。

介護事業部事業計画

1 特別養護老人ホーム山城荘

方針	①運営方針に基づき、質の高い介護サービスを維持・提供する為、介護の専門職として自ら有する知識・技術を駆使し、最善の介護支援に努める。 ②入所者のニーズを把握し、健康や生命を守ることを第一に、その人らしく楽しみをもって過ごしていただけるようなサービスが提供できるように支援する。 ③感染症の対応については、引き続き施設として出来る限りの感染予防対策を実施し、施設内感染が発生した場合には、必要な介護サービスが継続的に行えるよう、事業継続計画に基づき、引き続き穏やかに過ごすことができるサービスの提供を行う。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①長期入所・短期利用の平均入所者数67人（年間ベッド稼働率を84%）以上とする。 ②取り組み可能な加算（協力医療機関連携加算・科学的介護推進加算・生産性向上推進体制加算）を取得する。	①他の居宅介護支援事業所や医療機関との連携を密にして、情報共有を行い、長期入所やショートステイの入所調整を行う。 ②取得のためのデータ作成や研修等を実施し、早期の加算取得に向けて取り組んでいく。
品質	①感染症対策の継続、施設内感染時の事業継続計画に基づいた対応。 ②入所者が楽しみをもって生活が送れるように支援する。	①感染症対策については、過去の施設内感染対策時の反省や改善点を踏まえ事業継続計画に基づき、感染対策を実施する。 ②感染予防に留意しながら、以前のような行事やレクリエーションを行っていく。
人材	①職員個々の専門性を高め、接遇マナーの向上を図り、全職員が同一の介護サービスを提供できるようにする。	①施設内外での認知症についての研修会の実施及びリモートでの研修会等を積極的に受講する。特に接遇・虐待防止に関する研修を行い、職員全員の介護サービスの質の向上を図る。（無資格、あるいは認知症基礎研修等未受講者には、研修等を義務づける。） ②介護福祉士、ケアマネジャー等資格取得を進めていく。
組織	①各委員会活動をより充実させる。 ②防災体制、対策を強化する。	①各委員会の活動、開催実績の目標を達成する。 ②情報の共有がスムーズにできるように、報・連・相の徹底に努める。 ③避難訓練等に参加し、訓練後の反省点を検証する。
地域	①地域包括ケアシステムの推進・協力により、医療との連携を進める。 ②感染状況を踏まえながら、以前のように、ボランティアの受け入れ等外部との交流を図り地域とともにある施設を目指す。	①地域包括ケアシステムに係わる会議や研修等に積極的に参加する。 ②地域への社会参加の一環として、清掃活動への参加やボランティアの受け入れ等外部との交流を図る。

1 山城荘在宅介護支援センター

方針	①要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。 ②利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重しつつ、適切なサービスを、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①現利用者の支援継続に努めるとともに、新規利用者の受け入れを積極的に行う。 ②業務運営の効率化や積極的な加算取得等の事業展開により、在宅介護支援センターの収益の安定化を図る。 （目標：介護37件 介護予防4件）	①本人や家族の意向を尊重して、相談援助を行う。 ②医療機関、地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所等と連携を密にし、利用者の相談援助に生かす。 ③処遇改善加算が居宅介護支援事業所も対象となることから、介護報酬加算算定に取り組む。
品質	①多職種連携の充実 ②感染症や災害への対応力向上 ③業務の効率化 ④生産性の向上	①介護認定申請や居宅介護支援（ケアプラン作成業務等）に対して、迅速かつ丁寧な対応を行う。 ②入院時や退院時において、各関係機関への情報提供を迅速に行い、多職種による調整を行う。 ③訪問時、手洗い・うがい・消毒の基本的な感染予防対策の徹底を行う。 ④利用者の緊急連絡先や利用者の避難場所の把握を行う。 ⑤ケアプランデータ連携システムをさらに拡充し、業務の効率化を図る。 ⑥都度、業務の洗い出しをすることにより課題を把握し、改善計画を立てる。
人材	①職員のスキルアップ	①県老協主催やみよしケアマネネットワーク主催のケース検討会以外にも対外研修に積極的に参加して、介護支援専門員の質の向上を図る。 ②介護支援専門員としての能力向上を目指し、必要な研修を受講する。
組織	①法人内での報告・連絡・相談の徹底を図る。	①運営委員会等により、周知された法人の重要事項を事業所内でも共有を図る。 ②事業所内において、利用者の情報共有を行い、サービスの向上につなげる。
地域	①地域包括ケアシステムの推進 ②地域貢献活動	①地域の実情に合わせたケアマネジメントを行い、依頼や相談に対して迅速に対応し、関係各所に繋げる。 ②出前介護教室の企画や地元の清掃活動への参加を行う。

2 山城会デイサービスセンター

方針	①能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す。 ②一人ひとりの個性を尊重し、その人らしさを保持できる支援を目指す。 ③利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①地域密着型 17名の確保 ②現行型 火・金13名の確保 サービスA 火・金 7名の確保	①行政や各居宅介護支援事業所と連携し、利用者受入を積極的に推進する。 ②新たな加算導入（科学的介護推進体制加算（I））等を開始し、収益向上を図る。
品質	①サービスの向上 ②感染症対策の徹底	①利用者の意見・要望を経営に生かす為、年2回アンケートを実施しサービスの質の向上に繋げる。 ②通信技術（ICT）を活用して業務を効率化し、生産性向上を図る。 ③迎え時の検温に始まり、利用時間内での検温、消毒や換気等の基本的な感染対策の徹底を継続する。
人材	①職務能力の向上	①職員の技術・知識のレベルアップのため研修会等への参加。通信技術（ICT）の活用を図る。
組織	①組織力の強化	①コミュニケーションが円滑に行えるようミーティング等を行い、意思疎通を図ることで業務改善を促進する。 ②方向性・仕組み・関係性を整えることで組織力の強化に努める。
地域	①地域の課題や利用者の状況把握	①地域密着型運営推進会議を年2回開催し、行政や各居宅介護支援事業所に協力を仰ぎ、地域に開かれたサービスをすることで地域課題や利用者の意見・要望を把握して、サービスの質の向上に努める。

3 三好市山城身体障害者デイサービスセンター

方針	①利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を支援する。 ②利用者の孤立感の軽減や心身機能の維持、家族負担の軽減を目的とする。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①新規利用者の確保	①三好市や相談支援事業所とも連携し、利用者を確保する。
品質	①サービスの向上 ②感染症対策の徹底	①年2回アンケートを実施し利用者の要望や意見を吸い上げ、サービスの質の向上に繋げる。 ②迎え時の検温に始まり、利用時間内での検温、消毒や換気等の基本的な感染対策の徹底を継続する。
人材	①職務能力の向上	①定期的に研修に参加し、技術・知識のレベルアップを図る。
組織	①組織力の強化	①コミュニケーションが円滑に行えるようミーティング等を行い、意思疎通を図ることで業務改善を促進する。 ②方向性・仕組み・関係性を整えることで組織力の強化に努める。
地域	①行政機関や他事業所との連携強化	①三好市（長寿・障害福祉課）、地域包括支援センター等、各居宅介護支援事業所との連携を密にする。

4 三好市山城デイサービスセンター（きらめき元気アップ教室）

方針	①利用者・家族から信頼され、安心して利用できる施設を目指す。 ②利用者一人ひとりの生きがいや個性を尊重し支援していく。 ③可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する。 ④きらめき元気アップ教室を利用する事で身体的、精神・心理的、社会的フレイルの予防に繋がるよう支援する。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①経営の安定	①利用者数平均16名以上を目指す。 ②地域や行政機関との連携、また利用者間の繋がりを活用して積極的に声掛けを行い、新規利用者の獲得を目指す。
品質	①サービスの向上 ②利用者主体 ③感染症対策の徹底	①利用者の意見・要望を経営に生かす為アンケートを年2回実施し、サービスの質の向上に繋げる。 ②利用者の意見や選択を尊重し、得意分野を活かして、楽しみながらそれぞれが役割を持って取り組めるよう支援する。 ③迎え時の検温に始まり、利用時間内での検温、消毒や換気等の基本的な感染対策の徹底を継続する。
人材	①職務能力の向上	①研修会等に出来るだけ参加し、得た知識や技術を業務に活用する。
組織	①組織力の強化	①コミュニケーションが円滑に行えるようミーティング等を行い、目的・方向性をそろえ意思疎通を図る。
地域	①行政機関や他事業所との連携強化	①三好市や地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所との連携を密にする。

5 軽費老人ホーム大歩危温泉ケアハウス

方針	①入所者が自立して安心して楽しい生活が送れるよう食事の提供や助言援助を行い、心豊かに過ごせるよう余暇活動・相談機能の充実、緊急時の対応等を行う。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①入所者年間平均35名を確保する。	①他事業所や各関係機関とも連携を行い、新規入所者の獲得を図る。
品質	①利用者の個々の状態を把握し、適切なサービスの提供を行い、サービスの質の向上を目指す。 ②接遇マナーの向上 ③感染症対策の徹底 ④感染対策を継続しつつ、年間行事の充実。	①利用者アンケートを実施し、ニーズの把握やサービス提供の評価を受ける。 ②職員会議や内部・外部研修等を活用し、接遇マナーの向上に継続的に取り組んでいく。 ③BCP（感染症）に基づき、定期的な訓練・研修を実施し、感染対策の強化に努め、クラスター発生の防止、感染対策の再検討を行う。 ④桜見学、もみじ狩り等、施設内外の行事（状況に応じて随時検討する）
人材	①施設内外の研修に参加し、スキルアップを図る。 ②各委員会の活動で専門知識の向上に努める。	①年間研修計画を把握し、積極的に参加する。 ②感染対策委員会、安全対策委員会、身体拘束適正化検討委員会等の定例会、研修を実施する。
組織	①利用者が安定して生活が送れるように、他の事業所との連携を深める。 ②委員会活動を活性化する。 ③入所者の状態・情報等を各関係機関と共有する。	①担当会議には必ず参加し、情報の共有を図る。 ②状況をみながら法人全体並びにケアハウス内の委員会には、勤務調整のうえ、積極的に参加する。 ③毎月1回職員会議を行い、入所者の状態等について全職員共通認識のもと各関係機関との情報共有を図る。
地域	①ボランティアを積極的に受け入れる。（状況に応じて随時検討）	①幅広い年齢層のボランティアの受け入れを行い、地域との交流を図る。

6 三好市生活支援ハウス

方針	①「共に喜び、共に生きる」の理念を基に、入居者が安心して健康で明るく、自分らしい生活が送れるよう支援する。情報の組織的な共有を深め、施設内の連携力の強化を進めると共に、他事業所とも連携し、個々に応じた助言・援助を行う事により、入居者処遇の一層の向上を図る。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①経常収支の黒字を維持していく。	①施設運営に係る業務や光熱水費に係る使用状況等の確認を行い、入居者の生活の質を落とさずに可能な限り経費節減に努める。
品質	①入居者の生活の質の向上を図る。	①アンケートの実施を継続し、サービスの評価を確認するとともに、結果分析によりサービス改善に取り組む。 ②利用者及び家族の意見・要望・ニーズの把握に努め、報連相の徹底により、迅速に対応していく。 ③新規入居者の獲得に努め、少しでも入居者が増える事で楽しく元気に生活出来る環境を整える。 ④入居者が生活しやすいように、生活に支障のある箇所の確認・改善を行う。 ⑤入居者の日々の体調の変化を早期に発見できるよう観察し、健康状態の把握に努める。
人材	①職員のスキルアップを図る。	①事業所内研修を積極的に実施し、職員間で知識を共有する。 ②施設業務に係る外部研修（オンライン含む）には可能な限り勤務調整を行い参加する。
組織	①関係団体等との連携を図る。 ②防災体制の強化	①三好市や地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所等との連絡調整、情報共有等を適宜行っていく。 ②防災訓練の内容を検討し、実効性の高い訓練の実施に努める。
地域	①地域との方々との交流を行い、地域との関係性を深める。	①お祭り等の地域行事への参加により、地域の方々と交流する。 ②地域住民との合同での介護予防事業等の開催

7 いきいきサロン山城

方針	①地域包括ケアシステムの一翼を担っていけるように、地域の活性化を図るべく、地域住民の皆さんにふれあい、交流の場を提供することで、生きがいづくりの機会となり、また介護予防や運動、栄養、口腔ケア等健康づくりに資する講座を開催し、高齢者等がいきいきと暮らす為の地域の拠点となる。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①月1回以上の講座開催 保健関係出前講座 1回以上/年 地域いきいき事業 11回以上/年	①各団体への案内継続と広報誌等により近隣住民等へ周知し、広く参加者を募集する。 ②居宅系施設入居者並びに通所介護利用者にも案内し、生きがい作りを推進する。
品質	①事業を通じて地域住民間の交流等を推進することにより活動意欲を高め、健康づくりに寄与する。	①認知症予防、介護予防、運動、栄養、口腔ケア等に関する講座を主体に開催していく。
人材	①地域における公益的な取組みを実践していくために、情報収集を行い知識を高めることでスキルアップを図る。	①地域事業に関する様々な研修に積極的に参加する。
組織	①市有施設使用賃貸契約書に沿った休廃校等活用事業計画に基づき管理・運営を行っていく。	①各団体や住民等へ施設を開放する。 ②地域支援事業等を継続して実施していく。 ③三好市担当課と連携を図り、建物の維持・管理に努める。
地域	①町内唯一の社会福祉法人として、その使命である地域貢献に継続して取り組む。	①地域における公益的な取組みを継続して行う。 ②地域住民からの要望等を吸い上げて柔軟に対応する。

各種委員会実施計画

○委員会名

- 1 運営委員会
- 2 コンプライアンス推進委員会
- 3 安全衛生委員会
- 4 安全・感染管理対策委員会
- 5 入所調整委員会
- 6 防災対策委員会
- 7 給食委員会
- 8 生産性向上委員会
- 9 虐待防止対策検討委員会
- 10 行事委員会
- 11 広報委員会

1 運営委員会

1) 設置目的

法人の経営上の諸課題について各部署が連携し、円滑な業務の推進が図れるようにする。

2) 業務内容

- (1) 事業の企画及び進行管理
- (2) 重要懸案事項の協議
- (3) 各事業所への重要事項の事務連絡並びに情報共有

3) 重点目標

- (1) 職員各自が経営者として正確に現状を認識し、分析することにより、対応策を検討して経営改善に資する会議とする。
- (2) 事業所が抱える諸課題解決を図りスムーズな運営を支援する。
- (3) 事業所間の連携強化を図り、共通理解のもと組織力向上を目指す。

4) 具体的取組

- (1) ①各事業所からの毎月の実績報告及び翌月の計画立案（現状を把握したうえで、目標達成に向けた具体的な取組）
- (2) ①各事業所における解決すべき課題の報告及び抽出
 - ② ①で俎上に上がった課題についての対応策の検討・立案
- (3) ①報連相を徹底した情報の共有化を図り、意識統一をする。

5) 年間実施計画

＊毎月開催（必要に応じ臨時開催）

2 コンプライアンス推進委員会

1) 設置目的

介護保険法及び関係法令、法人が策定した諸規程等を遵守し、高い倫理性を保持して業務を遂行することにより、業務の適正な運営と健全な発展を図ることを目的とする。

2) 業務内容

- (1) 各事業所内部からの通報による事案への対応に対する検討、検証及び評価
- (2) 問題発生時における対応協議
- (3) 啓発、教育及び広報
- (4) その他必要と認められる事項

3) 重点目標

- (1) 職員としてのコンプライアンス意識を高めるために、研修計画を策定し、着実に実行していく。
- (2) コンプライアンスを重視する組織風土の醸成を積極的に進める。
- (3) 職員同士のコミュニケーションを促進し、安心して働きがいのある職場環境づくりに努める。

4) 具体的取組

- (1) ① 全職員を対象とした研修会の実施（年2回）
② 幹部職員を対象とした研修会の実施（年1回）
- (2) ① コンプライアンス推進委員会の定期的な開催（進捗管理・違反事例検討等）
② 職員個々のコンプライアンスに係る意識・認識を確認するため、自己点検を実施する（2年毎1回）。
- (3) ① コンプライアンスに関するリスク事例を検討し、全職員が課題を共有するにあたり、委員とは別に各職種から構成する検討委員を置く。
② 相談窓口及び通報窓口の設置・通報処理の仕組みについて、全職員に周知する。

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	第1回コンプライアンス推進委員会（報告・実績について）
5 月	
6 月	第2回コンプライアンス推進委員会（違反事例の検討）
7 月	
8 月	
9 月	コンプライアンス研修（全職員対象）
10 月	第3回コンプライアンス推進委員会（進捗状況の確認・違反事例の検討）
11 月	
12 月	コンプライアンス研修（幹部職員対象）
1 月	
2 月	第4回コンプライアンス推進委員会（計画について）
3 月	コンプライアンス研修（全職員対象） コンプライアンスに関するリスク事例検討

3 安全衛生委員会

1) 設置目的

労働安全衛生法に基づき、職員の衛生管理対策の推進について意見を反映させながら調査審議することを目的として、安全衛生委員会を設置する。

2) 業務内容

- (1) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (2) 職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (3) 業務災害の原因及び再発防止対策並びに快適な職場環境の形成の促進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

3) 重点目標

- (1) 心と身体の健康の保持増進を図る。
- (2) 産業医とも情報共有しながら、労働者の健康障害を未然に防止する措置を講じる。
- (3) 職場の作業環境の改善を行う。

4) 具体的取組

- (1) 労働安全衛生法に義務付けられた毎月1回の労働安全衛生委員会を実施する。
- (2) 講師を招いてストレスチェック制度やメンタルヘルスに関する研修を行い、ストレスチェック制度に関する意識の向上を図る。
- (3) 毎週1回作業場等の定期巡視を行い、作業方法や衛生状態、職員の健康状態に問題がないかのチェックを行い、その結果について改善策を検討する。
- (4) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等、感染症予防に関する最新情報の共有を行う。
- (5) 産業医に会議録、定期巡視日誌結果の回覧や意見聴取を行い、会議運営に生かす。

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	安全衛生委員会について他
5 月	5月病について他
6 月	熱中症予防について他
7 月	腰痛予防対策について他
8 月	内部研修会
9 月	健康診断結果について他
10 月	感染症予防について他
11 月	交通事故防止について他
12 月	ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計結果について 他
1 月	定期巡視について他
2 月	ハラスメントについて他
3 月	労働災害防止について他

※社会情勢や法改正等に合わせて柔軟に変更・追加する。

4 安全・感染管理対策委員会

1) 設置目的

各事業所からの報告を通して収集された事故や安全に関する情報をもとにリスク状況を把握分析し、必要な対策について協議検討する。

2) 業務内容

- (1) 事故報告に対する今後の対応策の検討及び事故（事案）発生防止に関すること。
- (2) 感染症発生時における適正な対応及び感染症の発生防止策に関すること。

3) 重点目標

- (1) 重大事故（レベル4、5）発生ゼロを目指し、利用者が安全・安心してサービスを受けられるようにする。
- (2) 感染症事業継続計画に基づき、施設内感染予防の徹底及び感染拡大防止に努める。

4) 具体的取組

- (1) ①インシデント・アクシデントについて、委員会で情報共有し、事例について必要に応じて再度検討を行い、結果を事業所に持ち帰り職員に周知し対応していく。
- ②委員会での再検討事例については、経過・結果等を委員会へフィードバックしてもらい事故防止に努める。
- ③安全管理研修会の開催（年2回以上）
- (2) ①感染症等について、研修・訓練を実施し感染予防に努める。（年2回以上）
- ②利用者・職員の予防接種、予防法の周知を徹底する。
- ③感染症等に関する情報について、随時各部署へ発信を行う。
- ④BCPに関する研修・訓練を実施し、感染症等の発生時は、迅速に情報共有し、対応方法等の徹底を周知する。（年2回以上）

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	定例会 研修（安全管理について）
5 月	定例会
6 月	定例会 研修（食中毒について）
7 月	定例会
8 月	定例会 研修（感染症について・BCP）
9 月	定例会
10 月	定例会 訓練（ガウンテクニックの再確認）
11 月	定例会 研修（インフルエンザ・ノロウイルス（吐物処理含）について
12 月	定例会 研修（事故防止について）
1 月	定例会 訓練（BCP）
2 月	定例会
3 月	定例会（備蓄品等の確認）

5 入所調整委員会

1) 設置目的

入所決定の公平性、透明性を確保すると共に、真に施設入所の必要性の高い方が適切に施設入所できるよう調整を行うものとする。

2) 業務内容

- (1) 入所申込みの受付
- (2) 入所待機者に係る入所優先順位の判定等の審査
- (3) 入所希望者の入所の適否
- (4) その他目的達成のために必要な事項

3) 重点目標

- (1) 入所申込み状況、入所状況を把握し、施設への入所の必要性の高い方が速やかに入所できるように調整する。
- (2) 特例入所の要件に該当する者については、都度、入所調整委員会で話し合い、みよし広域連合、三好市等に対して報告し、意見を求め対応する。
- (3) 特別な理由による入所については、指針に定める手続きによらず、施設長の判断により入所を決定する。

4) 具体的取組

- (1) ①事前相談に対応し、入所申込者には、必要に応じて面接・調査を行い、評価表を作成する。
②委員会は適宜状況に応じて開催し、施設入所の必要性の高い方が適切に入所できるよう順位を決定する。
- (2) ①特例入所の要件に該当するものについて、関係機関との連携を図り、委員会において十分話し合いをして決定する。
- (3) ①老人福祉法第 11 条に定める措置委託による場合や、災害、事件・事故等の場合において、委員会を開催する余裕がないと判断された時には施設長が決定し、次の委員会に報告・承認を得る場合がある。

5) 年間実施計画

＊適宜開催

6 防災対策委員会

1) 設置目的

社会福祉法人山城会が管理運営する施設の入所者や利用者に重大な損害を与える「不測の事態」の発生を想定し、危機等の応急対策、復旧対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な体制の整備を図り、もって法人の秩序の維持と事業活動の円滑な推進に資することを目的とする。

2) 業務内容

- (1) 防災計画等の整備・更新に関すること。
- (2) 防災訓練・研修等の計画及び実施に関すること。
- (3) 防災体制・設備の整備に関すること。

3) 重点目標

- (1) 南海トラフ大地震に備えた取り組みを行う。
- (2) 防災訓練の充実を図る。
- (3) 防災設備等の整備を行い、安全性を確保する。

4) 具体的取組

(1) ①BCP の周知

BCP（事業継続計画：防災）の内容を職員へ再度、周知し、その内容に基づく訓練を実施する。

②施設の実情に応じた防災計画及びマニュアルの見直し

(2) ①防災訓練の実施（火災想定年2回〔うち1回は、夜間想定・地域合同〕土砂災害想定1回）

※みよし広域連合西消防署への訓練指導依頼を行う。

②外部研修参加者による復命研修の実施

③外部講師を招き心肺蘇生法（AED 取扱）講習を行う。

(3) ①防災設備等の自主点検

誘導灯など消火設備の不具合がないか確認。

②施設内什器の地震対策

施設内に設置している棚やロッカーに対して、家具転倒防止策を行う。

③備蓄品の確認

防災食、備蓄品の補充や必要物品の再点検を行いつつ、保管場所や保管数の確認・試食を行う。

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	定例会
5 月	定例会
6 月	防災訓練（土砂災害想定）
7 月	
8 月	定例会
9 月	防災週間（備蓄品等の確認・非常食の試食）
10 月	防災訓練（火災想定）・BCP 訓練
11 月	AED講習
12 月	内部研修会
1 月	
2 月	定例会
3 月	防災訓練（夜間想定・地域合同訓練）・BCP 訓練

7 給食委員会

1) 設置目的

食事の内容について審議し、食事の質の向上及び利用者のサービス改善を目的とする。

2) 業務内容

- (1) 各事業所と委託事業者を交えた給食委員会を毎月一回行い、給食の実施状況の問題点の改善策を検討する。
- (2) 問題発生時における対応
- (3) 災害時の非常食の管理
- (4) 副食の食事形態の確認と見直し及び献立栄養価の見直し

3) 重点目標

- (1) 安心・安全な食事の提供
- (2) 食中毒事故防止の徹底
- (3) 食事を通じた楽しみの提供と生活の質の向上

4) 具体的取組

- (1) ①利用者の希望も聞きながら、個々の状態に合わせた食事が提供できるように努めていく。
- (2) ①感染者が出た時は各事業所に連絡し、適正な対応に努める
②感染委員会と連携し、感染予防に努める。
- (3) ①行事食の実施や季節感のある献立等、食事が楽しみとなる工夫を行う。

5) 年間実施計画

*定例会（毎月）実施

8 生産性向上委員会

1) 設置目的

介護現場における生産性向上に関する課題を把握し、課題解決に向けて PDCA サイクルを実践し、職員の業務、情報共有を効率化し、職員の負担軽減とケアの質を向上できるように人材を育成する。

2) 業務内容

- (1) 利用者の安全確保や介護サービスの質の向上について
- (2) 介護現場における生産性向上に資する取り組みの促進について

3) 重点目標

- (1) 「ムリ・ムダ・ムラ」を省き、業務の効率化を図り、生産性を向上させることで利用者・入所者の安全とサービスの質を確保する。
- (2) 職員の負担軽減を図る。

4) 具体的取組

- (1) 各事業所における業務の洗い出しを行い、課題解決に向けた実行計画を立てる。
- (2) 見守り機器等の導入・業務の ICT 化の推進に向けての検討

5) 年間実施計画

＊3ヶ月に1回以上

9 虐待防止対策検討委員会

1) 設置目的

高齢者虐待防止法に基づき、法人内で発生した虐待、クレーム事案について高齢者の人権や尊厳に配慮し、適切な対応を図ることを目的として、虐待防止対策検討委員会を設置する。

2) 業務内容

- (1) 虐待事案が発生した場合の対応や再発防止に関すること。
- (2) 職員の虐待防止意識の向上に関すること。
- (3) 虐待発生防止に関する職員への教育・研修に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人権擁護・虐待防止に関すること。

3) 重点目標

- (1) 虐待事案ゼロを目指し、利用者が安全・安心してサービスを受けられるようにする。
- (2) 職員の虐待に対する意識の向上や知識を習得し、虐待事案を未然に防止する措置を講じる。
- (3) 職員全体研修を年2回以上開催し、その際は、より多くの介護職員の参加しやすい日時を設定を行う。

4) 具体的取組

- (1) 義務化された「高齢者虐待防止の推進」の内容や取り組みを会議・研修の内容に取り入れる。
- (2) 会議は定期的開催し、必要に応じて委員長が招集する。
- (3) 虐待と思われる行為や不適切な行動や言動をなくするため、職員へのアンケートを実施し、その結果を分析し課題を協議する。
- (4) on-line 研修や DVD、YouTube 動画を活用し、虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施する。
- (5) 身体拘束廃止に向けた取り組みについて、状況の報告や事例検討を行う。
- (6) 苦情解決体制の整備や成年後見制度の利用促進について、委員会を通じて周知徹底を図る。

10 行事委員会

1) 設置目的

法人が実施する各種行事の企画、立案、連絡調整を行うことを目的とする。
敬老会、福祉まつりについては、敬老会・福祉まつり運営委員会が役割を担うこととする。

2) 業務内容

- (1) 法人が実施する各種行事の企画・実行
- (2) 福祉の里敬老会、福祉まつりの企画・実行
- (3) 福祉祭りについては、各種感染等を取り巻く状況等を見ながら、開催の可否を検討し決定する。

3) 重点目標

- (1) 入所者や利用者のニーズに沿って、以前のように、共に楽しんでいただける行事を企画・実行し、日常生活に潤いを与える行事とする。
- (2) 福祉の里敬老会、福祉まつりを企画し、法人職員一丸となってスムーズな運営ができるように、連絡調整を図る。

4) 具体的取組

- (1) 季節感のある行事や、映画、よろずや企画等、入所者、利用者を楽しんでいただけるよう企画し、担当者だけでなく関係職員が協力して実施する。
- (2) 敬老会・福祉まつりについて、実施時期や方法、内容等について、委員会で十分話し合い決定する。開催に至っては、感染症予防対策を徹底し、各部署協力のもと、職員一丸となって実施する。

5) 年間実施計画

- (1) 委員会の開催（随時）
- (2) 主要行事
 - ・ 敬老会

※各種感染症等を取り巻く状況を見ながら、随時検討を行う。

1 1 広報委員会

1) 設置目的

法人が実施する諸活動について、利用者、家族、地域社会及び関係する機関・団体に対して積極的な情報提供に努めることにより、当法人の認知度を高め、内外におけるネットワークの構築を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

2) 業務内容

- (1) 広報の企画及び発行体制に関すること。
- (2) 広報の取材、原稿作成、編集、校正及び印刷に関すること。
- (3) ホームページの管理、委託に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項

3) 重点目標

- (1) 当法人の日々の活動に魅力や想いを乗せ、また、超高齢化社会における当法人の現状を地域へ発信することで、地域の人々からの理解と賛同を得られるよう、広報紙を発行する。
- (2) 当法人の活動と考え方について適切なタイミングで情報を伝えるために、インターネットコンテンツを利用し広報を行う。

4) 具体的取組

- (1) ① 広報誌の発行について、年間4回程度時節に応じた内容で遅滞なく行う。
- ② 各事業所並びに各委員会と協働し、地域住民からの信頼や協力を得るためにも法人経営のさまざまな取組みの「見える化」を積極的に進める。
- (2) ① ホームページについて、社会福祉法人制度改革に基づく運営の透明性確保のために、必要な事項を含む法人の情報を遅滞なく更新する。
- ② 新たなホームページの活用に留まらず、その他の情報発信ツールの利用についても検討していく。
- ③ 広報誌、ホームページを活用し、地域住民他、広くご意見・ご要望を吸い上げていく。

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	広報誌第63号（中旬発行） ホームページ更新（中旬更新） 第66回 広報委員会（4/9 予定）
5 月	
6 月	広報誌第64号（下旬発行） ホームページ更新（中旬更新）
7 月	
8 月	第67回 広報委員会（8/20 予定）
9 月	
10 月	広報誌第65号（中旬発行） ホームページ更新（中旬更新）
11 月	第68回 広報委員会（11/12 予定）
12 月	
1 月	広報誌第66号（中旬発行） ホームページ更新（中旬更新）
2 月	第69回 広報委員会（2/18 予定）
3 月	

社会福祉法人山城会組織図

